

入 札 公 告

次の通り条件付一般入札に付します

令和 7 年 11 月 10 日

青森県八戸市市川町中谷地 194 番地
双日奥入瀬農業株式会社
代表取締役 米田 高敏

標記については、条件付一般競争入札を実施しますので、入札に参加を希望する場合は、下記により参加申込書を提出してください。

記

1 工事の概要

- (1) 業 務 名 八戸市市川町旧イチゴセンター新築工事設計・監理業務
- (2) 業務場所 青森県八戸市市川町中谷地193-195
- (3) 工 期 契約書取り交わしの翌日から令和 8 年 3 月 15 日
- (4) 業務内容 本事業は「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（令和 6 年度補正予算）／農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ」に基づく補助金事業である。

以下に掲げる農業施設の増築工事設計・監理業務を行う。

- ① 設計図面作成
構造規模：鉄骨造平屋建 304.2 m²
- ② 各種申請関係
- ③ 地質調査 機械ボーリング 66φ 15m ×2 孔
- ④ 工事監理

2 入札参加資格

- (1) 4 市町(八戸市・十和田市・三沢市・おいらせ町)に本社を有していること。
- (2) 建築士法第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録がされていること。
- (3) 一級建築士が 3 名以上在籍していること。
- (4) 農業施設に関する業務の実績を有すること。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として農林水産省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (6) 入札に参加を希望する者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- 2) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- 3) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- 4) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3 入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、別に定める入札参加申請書及び資料（以下「入札参加申請書」という。）を、双日奥入瀬農業株式会社に提出し、入札参加資格があることの確認を受ける必要があります。

なお、提出期限までに入札参加申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することはできません。

(1) 入札参加申請書の提出

- ア 提出日 令和 7 年 11 月 21 日（金） 16 時 00 分まで
10 時 00 分 ～ 16 時 00 分 まで
※（12 時 00 分 ～ 13 時 00 分 を除く）
※提出日時は厳守してください。
- イ 提出場所 双日奥入瀬農業株式会社
所在地 青森県八戸市市川町中谷地194番地
代表取締役 米田 高敏 TEL 070-4579-6485
- ウ 提出部数 1 部
- エ 提出方法 mail(PDF データ)または郵送

(2) 入札参加資格審査結果（参加資格通知）の通知

- ア 通知日 令和7年11月28日（金） 17時00分までに通知します。
FAX等にて通知後、受領確認を返信する事。
- イ 通知方法 電話又はFAX、又は文書等で行います。

(3) 入札参加申請に必要な書類等

- ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 登記簿謄本（役員名簿）写し
- ウ 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録がされている証の写し
- エ 一級建築士 資格が確認できる書類（資格証、雇用保険証の写し等）

4 委託仕様書に対する質問：

- (1) 委託仕様書等に対して質問がある場合には、書面（様式は自由）により、次に従い質問書を提出すること。質問がない場合は不要とする。

ア 提出期間：

令和7年11月10日（月）から令和7年11月21日（金）16時まで。

持参する場合は、上記期間の日曜日・祝日を除く毎日、10時から16時まで（12時から13時までの間を除く。土曜日は12時まで。）。)

イ 提出場所：3に同じ

ウ 書面は、持参又は郵送によるものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵送による場合は、提出期間内に必着のこととする。

- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期 間：

令和7年11月10日（月）から令和7年11月21日（金）16時まで。

イ 場 所：3に同じ

5 競争参加資格確認通知書の送付

- (1) 日時：令和7年11月28日（金）

FAXにて通知後、受領確認を返信する事。

6 参加資格がないと認めた理由の説明請求期限

- (1) 日時：令和7年12月1日（月）16時まで

- (2) 場所：3に同じ（FAX可） ※FAX時は送付後に確認の電話をする事。

7 入札の無効に関する事項

入札参加に必要な資格のない者又は虚偽の申請をした者。

8 入札執行の日時及び場所等：

- (1) 入札方法：郵送
- (2) 日時：令和7年12月8日（月）必着
- (3) 郵送先：〒039-2241 青森県八戸市市川町中谷地 193-195

9 入札方法：

- (1) 電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として、3回を限度とする。

10 入札保証金： 免除

11 最低制限価格： 無

12 開 札： 開札は、9に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

13 支払い条件：

前払金	無
部分払	無
完成払	有（請負金額から前払金、部分払金を差し引いた金額）

14 入札の無効：

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札。
 - イ 本説明書及び入札心得書等（農林水産省に準じる）において示した条件等に違反した入札。
 - ウ 入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札。
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

16 契約の締結

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札決定の日から 10 日以内に契約を締結する。
- (3) 落札の決定後、当該入札に付する請負契約の締結までの間において、当該落札者が 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、当該請負契約を締結しない。

17 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

18 契約書作成要否等： 作成を要する。

19 関連情報の窓口： 3 に同じ。

20 その他：契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

以上